

満期日繰上特約付き定期預金 商品概要説明書

- 本商品は、預入時にあらかじめ定める複数の権利行使日に、当初満期日を繰上満期日応当日に繰上できる権利（以下「満期日繰上特約」という）を株式会社名古屋銀行（以下「当行」という）が保有するかわりに、通常の定期預金よりも金利を高くした固定金利定期預金です。
- 繰上満期日応当日に当行が満期日繰上特約を行使することにより預入期間が短縮されます（当行が一度でも権利行使すると、その時点で本商品は終了します）。

● 本商品のご留意事項(リスクについて)

(1) 中途解約(お客さまが行う満期日前の解約をいう。以下同じ。)について

- ① 本商品は、原則として満期日前に中途解約することはできません。(当行の権利行使による解約を除く)
- ② ただし、例外的に中途解約する場合には、前回利払日(ただし初回利払日までに解約となる場合には預入日)から解約日の前日までの期間について中途解約利率(＝約定利率)が適用されます。また、別途当行所定の中途解約清算金をお支払いいただきます。
- ③ この中途解約清算金の支払により、支払済中間利息とあわせても、お客さまに払戻される金額は当初の預入金額を下回る(元本割れとなる)可能性があります。

(2) 満期日繰上特約について

- ① 一般的に市場金利が上昇している場合は、当行は満期日繰上特約を行使せず(＝取扱継続)、逆に市場金利が低下している場合には満期日繰上特約を行使する(＝取引終了)こととなります。ただし、金利情勢の急変、天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害等これらを起因として満期日繰上特約を行使する可能性もあります。
ただし、あくまでも考え方の目安であり、満期日繰上特約行使の最終判断は各繰上満期日応当日の 10 営業日前に当行が判断・決定します。

② 効果(メリット・デメリット)

< 当行が満期日繰上特約を行使した場合 >

結果として、本商品の預入日から当該繰上満期日応当日までの期間と同じ期間の定期預金よりは有利な運用となりますが、当行が満期日繰上特約を行使したことにより解約になった代り金をその時点での市場金利(一般的に預入時と比べ低位、または低位で推移)の下で再運用を行うとしても、再運用金利によっては当初預入時からの運用利回りが当初契約期間の定期預金金利による運用利回りを下回る可能性がございます。

< 当行が満期日繰上特約を行使しない場合 >

結果として、本商品の預入日から満期日までの期間と同じ期間の定期預金よりは有利な運用となりますが、当行が満期日繰上特約を行使しない場合(一般的に預入時と比べ市場金利が上昇)、あらかじめ定められた固定金利による運用となるため、その後の金利上昇メリットを享受できません。

〔商号・住所〕 株式会社 名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号
 〔登録金融機関〕 東海財務局長(登金)第 19 号 〔加入協会〕 日本証券業協会

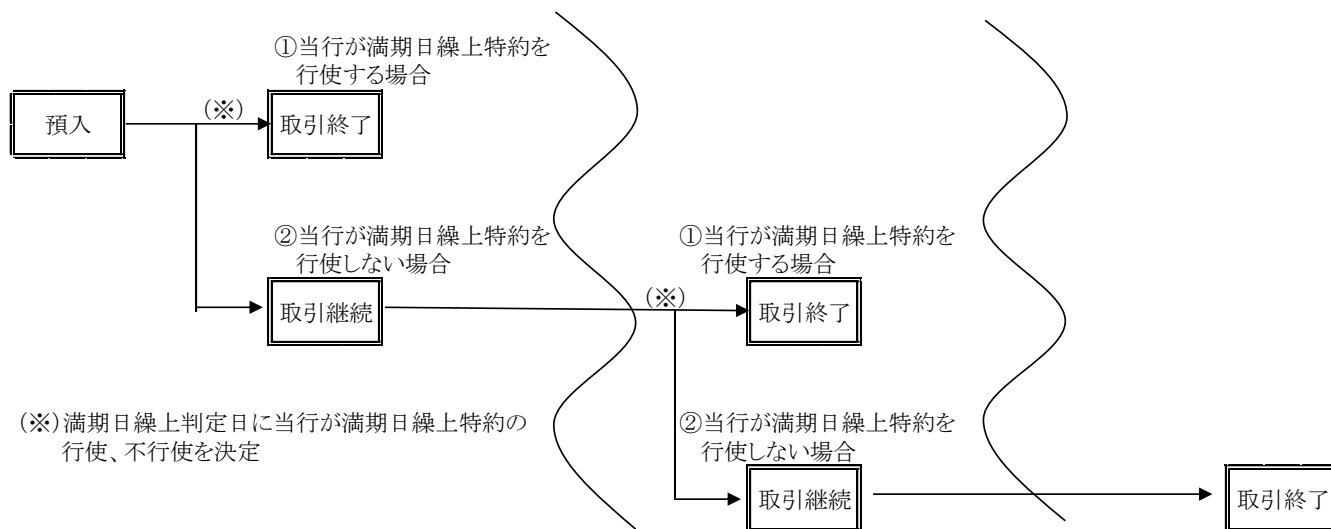
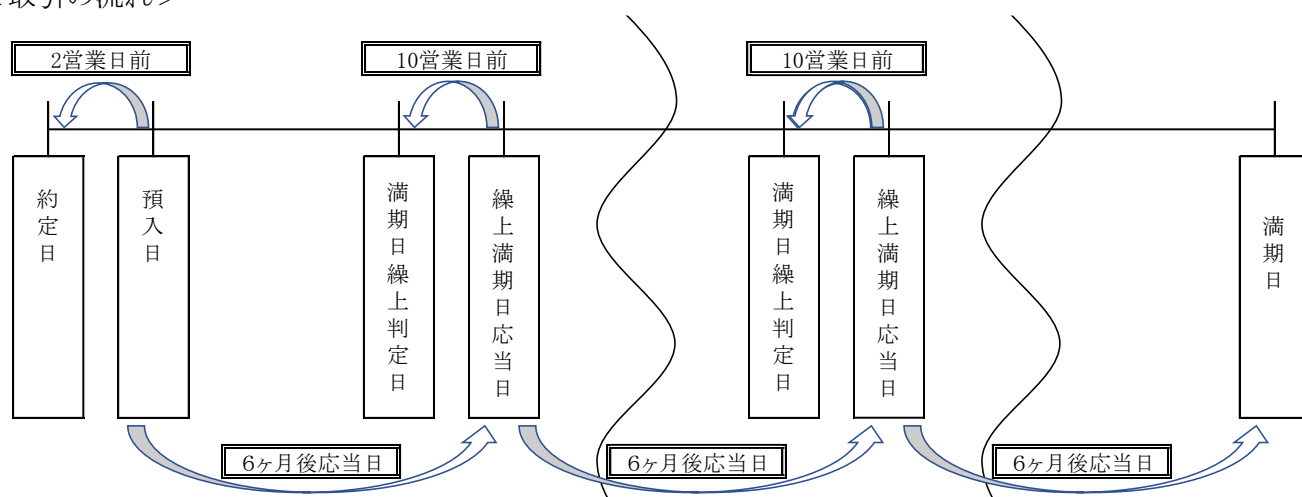
商品名	満期日繰上特約付き定期預金
商品概要	満期日繰上特約付き定期預金は、当行の判断により当初満期日を繰上満期日応当日に繰上できる特約（満期日繰上特約）を保有する条件を付した定期預金です。
発行形態	媒体不発行でのお取り扱いとなります。
預金保険	元本は預金保険の対象です。利息等については、預入時における通常の円定期預金（同一の期間及び金額）の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。
販売対象	個人（未成年者、非居住者を除く）及び法人（非居住者を除く）のお客さま。 なお、当行がお客さまの適合性を確認した結果、お客さまのご意向に添えない場合があります。
販売方法	本商品は預入日および募集期間をあらかじめ定める募集形式とします。なお、金利相場の状況によっては、募集を停止することがございます。
期間	募集時に当行が個別に決定します。
預入日 （契約日）	原則毎月の第1営業日（市場金利の状況によっては、募集を見送る場合あり）。
お預け入れ	- お預け入れ方法 一括のお預け入れとなります。 - お預け入れ単位 1,000万円以上100万円単位となります。
払い戻しの方法	満期日以後に一括して払い戻します。（自動継続のお取扱いはできません）。
繰上満期日応 当日	募集時に当行が個別に決定します。
満期日繰上 特約	預入時にあらかじめ定める複数の繰上満期日応当日に、当行の判断により当初満期日を繰上満期日応当日に繰上できる権利です。
利息	- 約定利率 市場の金利動向に応じて募集時に当行が個別に決定します（預入時の利率が満期日まで適用される固定金利）。当行窓口でお問い合わせください。 - 利息計算期間 前回利払い日（ただし初回は預入日）を初日とし、次回利払日（ただし、最終回は満期日）を最終日とする期間。なお、利息計算にあたっては当該利息計算期間の初日を含み、その最終日を含まないものとします。 - 利払い頻度 6ヶ月毎（後払）にご指定の口座に入金します。 - 計算方法 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算となります。（円未満切捨て）
税金について	- お受け取り利息には、個人のお客さまは源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税金が適用されます。2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。法人のお客さまは総合課税となります。 - お利息は、マル優の対象外です。 - 詳しくはお客さまご自身で、公認会計士・税理士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

中途解約	- この預金は原則として満期日前に中途解約することはできません（当行の権利行使による解約を除く）。 - 個人のお客さまによる相続発生時についても中途解約は原則不可となります。 - ただし、やむを得ず満期日前に解約をする場合には、前回利払日（ただし初回利払日までに解約となる場合には預入日）から解約日の前日までの期間について中途解約利率が適用されますが、当行所定の中途解約清算金をお支払いいただきます。 - 中途解約の場合、解約日は原則として解約申込日の2営業日後となります。
中途解約利率	例外的に中途解約する場合、中途解約利率は約定利率が適用されます。
付加できる特約事項	ございません。
クーリング・オフ適用有無	当該契約については、クーリング・オフ規定の適用はありません。
その他留意事項	- 募集については、市場金利の急変等により中止させていただく場合がございます。 - 円金利が上昇し、当行が満期日繰上特約を行使しない場合、お客さまは金利上昇メリットを享受できないことになります。 - 本商品は、譲渡または質入れすることはできません。 - 本商品の会計・税務上の取扱いについては、事前にお客さま自身で会計士・税理士にご確認ください。 - 本商品の申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。 - 一部店舗では、お取り扱いしておりません。 - ATM・bankstageでは、お取り扱いしておりません。 <u>本商品導入の最終判断は、必ずお客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。</u>
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。

【満期日繰上特約について】

- 満期日繰上特約とは、当行が保有する、預入時にあらかじめ定める複数の権利行使日（＝繰上満期日応当日）に本商品を終了させることのできる権利です。
- 当行は各判定日（各繰上満期日応当日の10 銀行営業日前）に満期日繰上特約の行使・不行使を決定し、行使する場合は当行ホームページ上にて通知いたします。このとき、当行が満期日繰上特約を行使するか否かにより、以後のお取引は以下ようになります。
 - ① 当行が満期日繰上特約を行使しない場合
 - ・本商品は、次回繰上満期日応当日まで取引が継続します。
 - ② 当行が満期日繰上特約を行使する場合
 - ・本商品は、当該繰上満期日応当日に取引が終了します。

<取引の流れ>

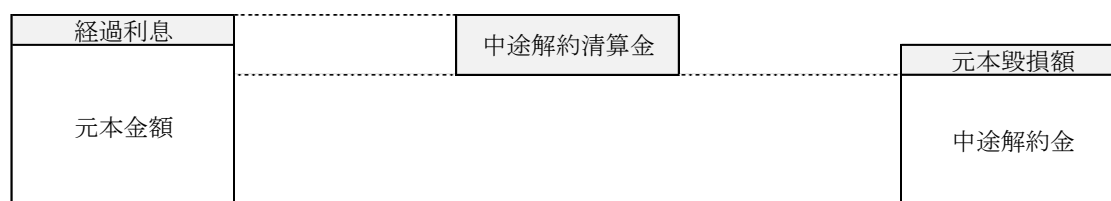


【中途解約の制限および注意点について】

- 本商品は、当行が満期日繰上特約を行使することにより取引が終了する場合を除き、ご約定後の中途解約はできません。
- 預金をお預入れ後、やむを得ず当行が同意することにより中途解約される場合、元本金額を限度として、当行が提示する「中途解約清算金」をお支払いいただきます。このとき、当行は、預金元本および経過利息（※）から、中途解約清算金を差し引いた残額をお支払いいたしますので、中途解約清算金の金額によっては、お客さまの差し引き受取金額が元本を大きく下回り、元本割れが生じる可能性があります。

※ 経過利息は、前回利払日から解約日の前日までの日数および当該期間に適用されている本商品の中途解約利率によって計算します。

< 中途解約時の中途解約清算金および差引受取金額のイメージ図 >



$$(\text{元本金額} + \text{経過利息}) - \text{中途解約清算金} = \text{差引受取額 (中途解約金)}$$

【中途解約時の中途解約清算金の考え方】

- 中途解約清算金は、本商品の解約がなかったならば存続したであろう残存期間について、当行が第三者と代替の取引を締結するか、または締結したと仮定した場合に必要な費用および損害（当行が本商品に関して銀行間市場等で行ったヘッジ取引等にかかるものも含みます）となります。
なお、お申込直後に中途解約した場合でも、ヘッジ取引等の解約にかかる費用および損害としての元本の10%程度あるいはそれ以上の中途解約清算金が発生する場合があります。
- 中途解約清算金は市場環境によって異なります。したがって、実際に中途解約するまで金額は確定しませんが、考え方としては概ね以下の通り、各要素に応じた影響を受けます。

＜元本金額＞元本金額＝預入金額

元本金額が大きい：中途解約清算金増加
元本金額が小さい：中途解約清算金減少

＜残存期間＞残存期間＝中途解約時点から当初満期日までの期間

残存期間が長い：中途解約清算金増加
残存期間が短い：中途解約清算金減少

＜金利差＞金利差＝[再構築レート(※1)]－[残存期間に適用される預金レート(※2)]

金利差が大きい：中途解約清算金増加
金利差が小さい：中途解約清算金減少

(※1)再構築レート

残存期間について、当行が第三者と代替の取引を締結(もしくは締結したと仮定)する際のレートをいい、残存期間に対応する市場金利を元に、中途解約時点の満期日繰上特約の価値、その他中途解約に伴い発生する費用および損害等を勘案して当行が算出いたします。

(※2)残存期間に適用される預金のレート

残存期間について、当初の約定条件に基づき当行が算出する預金レートをいいます。

＜市場金利＞中途解約時点の市場金利

市場金利が上昇：中途解約清算金増加（再構築レート上昇⇒金利差拡大）
市場金利が低下：中途解約清算金減少（再構築レート低下⇒金利差縮小）

● 事例（中途解約清算金の試算）

中途解約清算金は＜元本金額＞＜残存期間＞＜金利差＞により変動し、便宜的に以下の算式で試算しています。

＜金利差＞は、中途解約時点の＜市場金利＞等の影響を受けます。

中途解約清算金	=	元本金額	×	残存期間	×	金利差
---------	---	------	---	------	---	-----

		元本金額：1,000万円 単位：万円			
市場金利 (金利差拡大)		残存期間			
		1年	3年	5年	
上昇 ↑ ↓ 低下 (金利差縮小)	金利差 5.0%	50	150	250	
	4.0%	40	120	200	
	3.0%	30	90	150	
	2.0%	20	60	100	
	1.0%	10	30	50	

- ・ この事例は、中途解約清算金の概略をご理解いただくための目安とお考えください。
- ・ 上記記載の金利差および、中途解約清算金は、あくまでも作成時点での仮定ですので、将来の水準を保障するものではありません。お取引開始後の市場環境等によっては上記以上の水準になることがあります。